

(議長)

日程第2 議案第1号 平成24年度江差町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第1号 平成24年度江差町一般会計補正予算(第5号)についてでございます。今回の補正内容につきましては特別養護老人ホームえさし荘改築整備事業補助など6事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3千11万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4千515万2千円とするものでございます。

併せまして、町債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは、一般会計補正予算について、説明申し上げます。

議案の21ページをお開き願いたいと思います。予算構成表で説明いたします。

1つ目でございます。4款の民生費 老人福祉費でございます。

事業名は、「特別養護老人ホームえさし荘改築整備事業補助」でございます。併せて資料1もご覧いただきたいと思います。資料につきましては平面図、それから建物の規模、事業費について同時記載してございます。

内容でございます。特別養護老人ホームえさし荘の移転改築にあたり、事業主体でございます、「社会福祉法人恵愛会」に対しまして、福祉医療機構からの借入金の利子相当額、これを助成支援するものでございます。

補正額は100,000千円です。財源内訳は、全額地方債を充当するものでございます。

2つ目でございます。4款 衛生費 予防費でございます。

事業名は、「母子保健の不活化ポリオワクチン接種」でございます。

内容につきましては、これまでの生ワクチンによる経口接種に変えまして、不活化ポリオワクチンが薬事承認されたことを受け、接種後の麻痺の恐れのない不活化ポリオワクチン接種に切り替えるものでございます。不活化ポリオワクチンは、従来のワクチンより接種回数が多くなります。それとワクチンそのものの購入費の計上もでございます。したがいまして、補正のお願いをするものでございます。

補正額は、1,868 千円です。財源内訳は、全額一般財源でございます。

3つ目でございます。6款 農林水産業費 農業振興費でございます。これも資料でございます。資料2を併せてご覧いただきたいと思えます。

事業名は、「農地集積協力金事業」でございます。

内容は、人・農地プランを定めていることが条件でございますけども、このプランにつきましては江差町は本年の6月に策定してございます。そのプランを実現するために、農地集積に協力する者に対して、協力金を交付するものでございます。

この協力金には、資料2の方に記載してございます、1つは①経営転換協力金、それから2つ目②分散錯圃解消協力金の2種類でございます。内容それから対象要件につきましては記載のとおりでございますので割愛いたします。

補正額は、3,000 千円でございます。財源内訳は、全額道の支出金でございます。

4つ目、7款 商工費 追分振興費でございます。

事業名は、「江差追分会運営補助」でございます。

内容は、6月定例会での行政報告で申し上げました、「江差同郷会」から「江差追分振興のために」いただいた寄付について、江差追分への運営補助として予算補正するものでございます。

補正額は 100 千円です。財源内訳は、全額その他特定財源、寄付金でございます。

5つ目、8款 土木費 道路維持費でございます。

事業名は、「町道除雪対策」でございます。

内容は、例年の除雪対策であります。北部地区につきましては、委託による除排雪、それから市街地につきましては、臨時作業員を雇用して直営で行ってまいります。これら委託料それから賃金の他に、ロードヒーティング電気料、塩カル等の資材購入費、そして重機の借上げ等の経費を計上したところでございます。

補正額は 22,046 千円です。財源内訳は、全額一般財源でございます。

6 つ目でございます。10 款 教育費 学校教育費でございます。

事業名は、「江差小学校屋内体育館耐震改修工事実施設計業務委託」でございます。

内容は、平成 20 年度末の耐震診断結果、耐震強度の不足の結果を受けまして、校舎中央のピロティ棟部分から順次耐震工事を実施してきたところでございます。本年度末をもって校舎部分は完了する予定でございます。

国の求める耐震強度の確保は、屋内体育館を含めるものでございます。また平成 27 年度までの実施を期限とするものでございます。したがって今回、残りの屋内体育館の設計業務について補正のお願いをするものでございます。

補正額は 3,098 千円です。財源内訳は、全額一般財源でございます。

以上、補正額合計、130,112 千円でございます。財源内訳は、道の支出金 3,000 千円、地方債が 100,000 千円、その他特定財源、これは寄付金です 100 千円。一般財源が 27,012 千円でございます。

なお、一般財源は繰越金 25,535 千円、地方交付税 1,477 千円を充当するものでございます。

次に、25 ページをお開き願いたいと思います。

25 ページ「第 2 表 地方債補正」の追加について説明申し上げます。

起債の目的「特別養護老人ホームえさし荘改築整備事業補助」でございます。限度額は 100,000 千円です。

起債の方法、利率、及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

関連しまして、32 ページでございます。32 ページをお開き願いたいと思います。地方債の現在高見込みに関する調書でございます。24 年度末現在高見込額は、100,000 千円の補正額を追加し、6,602,030 千円となるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

一点だけ、民生費。老人福祉費。えさし荘の関係でお聞きしたいと思うんですが、補助の点については説明分かりました。

それでこの間の経過で、前にあれは議員協議会でしたか。説明あって、確か前に聞いた説明から日程的に少し遅れているのでしょうかね、少し経過的なものを1つ教えていただきたいのと、あわせて確か議員協議会だったと思うんですが道路の問題。あれは一応町道だけでも、結果的には事業者がやるということで、事業者がやっているんだろうと思うんですけども、ただ工事との関係で我々も見て直ぐ分かるんですけども。言わば江差高校側から今工事やっている部分の入る工事車両等の部分は分かるのですが、施設から何と言ったらいいのでしょうか、国道側に抜ける道路と言いますか。それも含めて、結果的には施設側とどのような話になって、あの町道がどのようなようになるのかについて、分かれば教えていただきたいと思います。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

工期の方のお話しについてまず最初ですけれども。4月5日の議員協議会等でもご説明申し上げまして、入札がですね、最終的に行われたのが6月15日になります。当初議員協議会の説明では5月からという話でしたけれども、約1ヵ月ほど遅れてございまして、業者が決まりまして現在、来年の移転に向けて工事が今執り行われていると言うところです。

それから道路の関係でございましてけれども、ご指摘のとおり農業改良普及所の方からの事業者が整備して、それが取り入れ口ということでございます。国道までの分についてはどうなのかということですけども、今の段階ではそこまで町としては考えていません。以上です。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第1号 平成24年度江差町一般会計補正予算(第5号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 平成24年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第2号 平成24年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、国庫及び道の補助負担金の精算返還金に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ35万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,702万9千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」(補足説明)

議案の35ページの予算構成表でご説明申し上げます。

事業名が平成23年度特定健康診査保健指導負担金等の返還でございまして、補正額が35万6千円でございます。

内容につきましては、平成23年度分の精算に伴うものですが、対象費用の確定に伴い国と道からの特定健康診査保健指導負担金の超過交付分、それぞれ16万8千円と、出産育児一時金国庫補助金精算分の2万円の合計額、35万6千円について返還するものでございます。

財源は全額一般財源で繰越金を充当するものであります。よろしくお願いたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第2号 平成24年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 平成24年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第3号 平成24年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、国庫及び道の補助負担金の精算返還金に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ666万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,666万5千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「健康推進課長」

「健康推進課長」（補足説明）

補足説明いたします。議案書47ページの予算構成表でご説明いたします。

諸支出金、償還金、事業名は「平成23年度介護給付費等返還」でございます。補正額は666万円、財源は全額一般財源で繰越金を充当するものです。

補正理由ですが、介護保険の財源である公費は年度終了後、精算事務により確定しております。町は資金不足とならないように見込んで申請していることから、返還金が生じたものでございます。

内訳ですけれども国に対する過年度還付金が349万6千円、これは介護給付費、国庫負担金返還が251万、地域支援事業交付金返還が89万2千円、介護保険事業費国庫補助金返還が9万4千円となっているものでございます。

次に道に対する過年度還付金が44万6千円生じております。これは北海道地域支援事業交付金の返還となるものでございます。

3つ目といたしましてはその他に関する過年度還付金ということで、介護給付費支払基金交付金の返還になるものでございます。金額は271万8千円となっております。

以上で返還金666万円が生じているものでございます。以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決します。

議案第3号 平成24年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号 平成24年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第9号 平成24年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、『浄水場の計装設備機器の取り替え』に係る経費のお願いでございます。収益的支出の予定額に、982万8千円を追加するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」(補足説明)

それでは、お配りしております資料No.2の1ページをお開き下さい。

今回の補正につきましては、砂川浄水場と低区浄水場に設置しております「計装設備機器」のうち、テレメーターが8月30日午前3時頃に異常が発生し故障したものであります。

砂川浄水場は親機の設置、低区浄水場は子機を設置しており、24時間体制で砂川浄水場から遠隔操作で水の状況を監視している重要な装置であります。

故障の原因は、設置から17年を経過しており、経年劣化に寄るものであります。

本機器の耐用年数はメーカー発表では10年となっており、部品についても製造中止となっているため、新たな機器を購入する必要が生じたことにより補正をするものであります。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第9号 平成24年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第6 議案第4号 江差町防災会議条例の一部を改正する条例について、
日程第7 議案5号 江差町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程議案となりました、議案第4号 江差町防災会議条例の一部を改正する条例及び、議案第5号 江差町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてでございます。

災害対策基本法の一部改正に伴いまして、所要の改正をするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたします。ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」(補足説明)

それでは定例会資料の4ページをお開き願いたいと思います。

江差町災害対策基本条例の一部を改正する条例、新旧対照表で説明をさせていただきます。

第1条中、「基き」を「基づき」にあらためる。「づ」を加えるということです。

第2条中、「の各号」を削り、同条第3号中「基く」を同じく「基づく」にあらため、同条を同条第4号とし、同条第2号中カッコ「江差町地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。」を、「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。」にあらため、同条同条3号とし、同条第1号の次に次の1語を加える。カッコ2「町長の諮問に応じて江差町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」

第3条第5項中、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1語を加える。カッコ8「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命するもの。」

第3条第7項中、「第8号」の次に、「並びに第9号」を加える。

第4条第2項中「及び」の次に、「自主防災組織を構成する者又は」を加える。
江差町防災会議条例の一部を改正する条例については以上のとおりです。

続きまして議案第5号の江差町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページも新旧対照表をご覧くださいと思います。江差町災害対策本部条例（昭和38年条例第7号）の一部を次の様に改正する。

第1条中、「第23条第6項」を、「第23条の2第8項」に改める。

以上です。よろしく願いいたします。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

次に、ただいま質疑の終結した議案について、討論・採決を行います。

まず、日程第6 議案第4号江差町防災会議条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

討論希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第4号 江差町防災会議条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案5号 江差町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第5号 江差町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案6号 江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第6号 江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の制定についてでございます。

企業の立地を促進し、産業の発展及び雇用機会の拡大を図るための助成制度を整備するため、条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、

議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「政策推進課長」

「政策推進課長」(補足説明)

それでは議案は62ページから、配布資料の方は7ページからになります。

まず条例内容の構成は、議案の方で簡単にご説明しますので議案の62ページをご覧ください。

まず条例は第1条の目的から始まりまして、助成対象分野、助成措置の対象、助成の額、期間、そして助成金交付の時期などの構成となっております、申請手続きなどにつきましては規則で定めることとしております。

一条ずつの説明は資料の方で後で説明いたしますので、省略させていただきます。

先の議会の全員協議会でご説明申し上げましたが、企業誘致の言わば関連条例は昭和40年に制定した「工場誘致条例」が江差町の単独の条例でございましたけども、今回40数年ぶりに新しい条例を制定するという内容のものであります。

次に配布資料7ページをご覧ください。

こちらで条例のポイントをまとめておりますので、資料7ページの資料5をお開き下さい。

条例のポイントということで資料5の一番上に半島振興法、過疎法等における固定資産税の課税免除の対象要件の緩和をした。

それから2つ目の丸が町内進出企業に対する雇用奨励の支援をするんだと、それから3つ目は町の成長産業として期待する福祉関連分野に対する雇用奨励の支援。小さな企業に対する側面的な支援。こういうのが今回の条例のポイントでございます。

2つ目、条例の視点ということですが、その中の1つ、対象業種は製造関連分野から健康・福祉・医療関連分野まで、大きく6つの対象業種を対象とする条例でございます。業種につきましては、全道的な実態調査を踏まえながら、一定の絞り込みをしたところであります。

次に対象要件の整備でございますが、投資額は地方税法第341条の規定に基づいて、固定資産で事業の用に供するものの取得に要した費用。これは、8ページ以降の資料でも詳しく説明しておりますけども、土地、家屋、いわば事業所など建物、機械設備などの償却資産に要した費用の合計額を投資額とするものでございます。

雇用人数ですが、町内に住所を有する者で1年を越えて常時雇用される者が対象でございます。

したがいまして、1年未満の雇用は対象外、それから雇用保険、健康保険、厚生年金に加入していることが条件と、こういう事になります。

この条例の大きな柱の一つが江差町の方を一人でも多く雇用してもらうことで助成金の対象になるという中身であります。

次に優遇措置ですが、この条例には2つの助成金から成り立っております。

1つは企業立地助成金。これは、製造、観光、情報関連の3分野のみが対象でございまして、3年間固定資産税相当額を助成するという事でございます。

2つ目の助成金である雇用奨励助成金は、町内に住所を有する方を採用、言わば雇用した場合で2人以上が助成対象で1回限りの助成とするものです。金額は、一人60万円という事でございますので、に設定したところであり、2人以上若しくは例えて言うと3人雇った場合には3×60万円、こういうことになります。この額は北海道内の自治体を調査した中では一番高い額になるだろうという風に思っております。

下の資料5の一番下の表を見ていただきますと分かりやすく記載しておりますけれども、この条例の助成金対象となるのは、投資額が1,000万円以上かつ2人以上の江差町民を雇用するという二つの条件をクリアすることが対象になる。こういう事でございます。

更に製造、観光、情報の3分野は企業立地助成金と雇用奨励金の両方の助成を受けられる。

ただし商業、健康福祉医療、環境の3分野は、両方の条件をクリアしても雇用奨励金だけが助成対象であるということですので、ご理解下さい。

それから資料ではちょっと分からないと思いますが、投資額実は2,700万円以上の投資があれば上位の法律であります過疎法により、3年間課税免除を今後も適用されます。

よって、今回の条例は、過疎法の適用に達しない言わば1,000万円以上2,699万円までの投資は、今回の新しい条例によって助成金を対象とするという側面がありますので、この点も付け加えておきたいと思っております。

最後に、一番下に米印で記載しておりますけれども、固定資産税の非課税の事業者につきましては対象外となります。例えば、社会福祉法人などは非課税でございまして、この条例の対象外となるものです。

以上、条例策定にあたっては、大きな企業誘致は難しい地域事情でございまして、小さな起業化を進めていくことが必要と考えまして、投資額を1,000万円以上、そして江差町内で町民一人でも働く場を拡大させていくことを大きな特徴として全道一の雇用助成金を盛り込んだという事でございます。

何卒、議会の議決をいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。
私から以上でございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

実は決算の時に少し話題を出しまして、内容的にはこの条例案のところが良いのではないかとということもありましたので、出させてもらいますが、実は「江差町中小企業融資制度に関する規則」というものがあります。

決算の時に、よく私も分からないので教えてもらいたいという意味合いで質疑したのですが、要は資料としては少ないですね、使われているのが。これはこの間どうだったのかということもありますし、融資枠が私の読み方が間違いないとすると、融資枠は7千6百万円。そのうち、使っているのが4百万円ということの良いのでしょうかね。

もしそうだとすれば、現時点でこの中小企業の融資というのはなかなか使われていない、使いづらいのか、それともそもそもそういうような今の江差の経済情勢だということが反映しているのかわかりませんが。

それで、今回の江差町企業立地の奨励の条例に関して、担当の方で、これどっち向いて喋ったら良いんでしょうかね。そちらで良いんですか。どうしてもきっと、もしかしたら助成は期間経ってから来ますよね、これ見ましたら。そうするともしかしたら分かりませんが、用意ドンのところで元手がないとなかなかできないというところについては、もしかしたらこの融資制度もタイアップすれば、さらにもしかしたらもっと効き目のある条例になるのか、そこら辺に担当としてどういう融資の関係との論議がされているのかされていないのかもちょっとお聞きしたい。

せつくなので、この間、融資制度があまり使われていないという私の読み方が間違いなとすれば、これはどういう風に分析されているのか、何か条件がもっと厳し過ぎるのか良く分かりません。金額がもっと枠が多い方が良いのか、貸付期間がどうなのか、何かそういうそんな相談があったけども結果的に使われていないということなのか、もし分かれば教えていただきたいなと思います。

(議長)

「政策推進課長」

「政策推進課長」

小野寺議員、中小企業融資制度との絡みでということです。

意図するところは、今回の条例については平たく言いますと、例えば5千万円なり1億なり投資した時に、1千万円とか2千万円とかを支援しますという、実は財政状況も考えながらうたってごさいません。言わば半分の柱が、雇用の部分に重きを置いた中身でごさいます。

ただし、対象分野はある程度拡大しながらこの企業立地助成金と雇用奨励金を言わば、1年後、1つには固定資産をきちっと完納した後に助成する。もう1つは1年間雇用した後にきちっと奨励金をやる。それと、もう1つの小野寺議員の聞きたい部分につきましては融資制度の部分、まあ例をあげると言わば運転資金。長期運転資金など色々ありますよね。こういった部分の利用の関係だという風に思いますが、今回私共政策の方で、まあ色々と商工労働の方も含めてそうですけども、いろいろ関係課の課長なんかとも協議してごさいますけども。この条例制定後、言わば新年度の予算策定に向けてですね、例えば何らかの別なですね、支援要項等を含めてですね、検討することも必要かなと。

今あのはっきりここでははっきり明言できませんけども、まずこの「企業立地及び雇用の奨励に関する条例」を制定した後に、新年度に向けて立ち上がりの部分で何らかの支援が出来ないかと。それがどういう職種になるかということも含めて、やるかやらないかは別ですけども、そういった部分も改めてこの後検討しなければいけないと思っています。

私の方からは以上でごさいます。

(議長)

「町 長」

「町 長」

小野寺議員、「融資」と「誘致」と違うから。それは分かるでしょう。融資の関係については元手を考えているんです。うちが3千8百万円を出して、いわゆる銀行もフォローし、信用保証協会もそれに補償し、その4倍が出ている訳です。

ですけども、小野寺議員言う様に経済状況の兼ね合いの中で、4百万円しか使われていない。これは、言っていることは多いんじゃないかとかこういう事を言っているんですか。とすれば、とすれば、それはそういう仕組みになってま

す。

ですから町内企業の中で、いわゆる私が担当してた辺りはこの3千8百万円で足りない時代もあった訳ですから、そういう状況下からすればね、今まあ、経済状況がどう変わるかによっては、使われる可能性は無きにしも非ずと。こういう状況ですから、「誘致」と「融資」と、まあ「融資」の方は言ってみると運転資金ですよ。その後の、「誘致」された後の運転資金ですからそのことを理解してほしいと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

だから、こっちだけじゃ片手落ちでしょうと、だからこっちありますと。あるけども実態が使われていないからそういう部分について何か分析して、もしかしてこっちで何かネックがあるのか、いやいや経済状況で、これがあれば黙っていてもこっちが使われるということなのか、それを教えて下さい。

でも今、町長の前の課長の答弁ですと、それも含めて改めてこれとの連動で検討して参りたいと、課長はそういうことなんですね。

でも町長は、現在ある部分について、経済状況からなかなか使われていない部分があるでしょうと。ですから、まあいずれにしても、これとこれが場合によっては一緒に動くというそういう答弁ですね。分かりました。

や、いいです。

いずれにしましても、これからという部分があるのは分かりました。分かりましたが、問題は私、こういう制度を進める上においてもですね、私、今初めて分かったのは、これからもう少し具体的な部分も詰めていきたいというのが最初の私への課長の答弁。具体的な何か合わせてやる分については新年度、今年度予算の部分でももう少し検討して参りたいというのが課長の答弁でしたね。最初の。答弁しましたよね。

本来で言えば、普通、条例を作る時には運用的なもの、規則とかですね。これだけ大きな事業ですと運用的なもの、それが規則になるか要綱かはやり方色々あると思います。少なくとも説明資料は、条例の概要というのはありますけども、実際に運用するとすれば審査だとか、細かい点できっと色々やって行かなければならないですよ。その事がもしかしたらこれからなのかも知れませんが、本来であればそういうことも含めて、じゃあ「これを担保する規則はどうなの」、「実際の運用要綱はどうなの」、「具体的に審査とかなんとかどうなの」ということも含めて、本来であれば我々それもきっちり知りたいと思

うんですよ。

今の話しであれば、もしかしたらこれからなのか、ましてや融資の部分についても町長の言わんとすることは分かるんですが、現実問題使われていないという事についての分析もよく分からない。私の言っていることは分かると思うんですが要はこれからなんですか。

(議長)

「政策推進課長」

「政策推進課長」

えーと規則は出来ております。規則は出来ております。

「小野寺議員」

なんで出さないんですか、それを。普通、出すでしょ。

「政策推進課長」

諸手続の部分なもんですから、添付はしてございませんが規則は出来ております。

それから議員あの誤解しないで欲しいんですが、まずこの「企業立地の促進及び雇用の促進に関する条例」を今回制定をお願いしてございます。先ほど言った、検討する内容については融資制度を検討するといった意味合いではございません。1つはですね。

ただ、この誘致及びまあ雇用の部分の条例が成立した後に、言わば本当にターゲットを絞った何らかの正しく補助制度的なものはが必要になるかならないか、その職種によってですね、そういったものは今後また考える検討の部分はあるだろうということです。

今言えるのはそういう状況です。やるやらないは別にして。そういう意味でございます。

(議長)

他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決します。

議案第6号 江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 江差町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第10号 江差町公共下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたします。ご審議の上、議決、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」(補足説明)

お配りしている資料No.2の3ページをお開きください。

新旧対照表になっております。江差町公共下水道条例(平成14年条例第16号)の一部を次の様に改正する。

健康、環境被害物資等に係る除害施設の設置等、第22条第1項中第41号を第42号とし、同第27号から第40号までを1号ずつ繰り下げ第26号に次の1号を加える。

カッコ27、1・4-ジオキサン、1ℓにつき0.5mg以下、なお、ジオキサンであります。1・4-ジオキサンを排出する事業所の用途は、「化学工業」「医薬品製造業」「繊維工業」「一般機械器具製造業」で用いられております。1・4-ジオキサンは、セルロース、エステル及びエーテル類の良い溶剤であり、主として「有機合成反応溶剤」として使用されております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第10号 江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第7号 江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。

江差中学校校舎の改築工事について、江差町過疎地域自立促進市町村計画の事業として取り進めるため、同計画を変更するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決方、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「政策推進課長」

「政策推進課長」(補足説明)

議案66ページをお開き下さい。

江差中学校の改築工事の関係です。今町長から提案説明したとおり、当初策定した過疎計画には、登載されていなかった事業でございますが、先の議会で改築に係る実施設計費等の事業費が計上されたことを受け、その財源対策として「過疎債充当」の事業として計画しております。

過疎債充当のため、起債申請とあわせて過疎計画の登載が必要なため、今回の計画変更により対応するものでございます。変更の議決をお願いするものでありますので、よろしく願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第7号 江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

このまま休憩を取らないで、最後まで。後30分位です。休憩取らないで進みますので、ご協力お願いします。

日程第11 議案第8号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第8号 町道路線の認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定に基づき、次の路線を町道と認定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」(補足説明)

定例会資料12ページをお開き下さい。

12ページに認定路線図が図面として載っております。

路線番号202番、路線名は「円山第4団地通り」区間につきましては、起点、円山313番地19地先から終点、円山299番地63地先までの延長118.2mであります。

本路線は、旧来、町営住宅円山第4団地内の敷地内通路として維持管理を行ってまいりましたが、来年度、3階建て道営住宅15棟が建設されることが決定されたことにより、町道としての認定を行うものであります。

ご理解の方をよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第8号 町道路線の認定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第11号 工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容につきましては、

契約の目的 平成24年度農業体質強化基盤整備事業暗渠排水整備工事

工事場所 檜山郡江差町北部地区一円

契約の方法 制限付一般競争入札

契約の金額 7,035万円

契約の相手方 田畑・道南土木経常建設共同企業体

代表者 檜山郡江差町字伏木戸町634番地

株式会社 田畑建設

代表取締役 田畑 昌伸

でございます。

以上、ご審議の上、議決方、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第11号 工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩。

(休憩)

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第13 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

同意第1号 教育委員会委員の任命についてでございます。

任期満了に伴う教育委員会委員に、

『新木 秀幸』氏

を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意方、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となりました、同意第1号については、質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。この採決は、起立によって行います。

同意第1号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり、
『新木 秀幸』氏
を、教育委員会委員に任命することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。

よって、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第14 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

同意第2号 教育委員会委員の任命についてでございます。

任期満了に伴う教育委員会委員に、

『加澤 優香子』氏

を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

ご審議の上、同意方、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となりました、同意第2号については、質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決します。この採決は、起立によって行います。

同意第2号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり、

加澤 優香子 氏

を、教育委員会委員に任命することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。

同意第2号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。